

マッチングによる政策の推進

－ マッチングレポート 第1号 －

平成27年2月

政策経営部

目次

第1章 マッチングについて

1 経過	2
2 「基本計画」におけるマッチングの取組み	2
3 連携事業等に関する調査より	3
4 マッチングの基本的方向性	6
5 マッチングにより、めざしていく3つの挑戦	8
6 モデル候補の取組みについて	9

第2章 現場からのレポート

1 地域包括ケアシステムの推進	12
2 防災まちづくりの推進	18
3 空き家・空き室の地域貢献活用	24
4 3つのモデルから見えてきたもの	30

第1章 マッチングについて

1 経過

今日の変化の激しい時代、多種多様化する区民ニーズ、めまぐるしく変わる区政の課題に対し行政は、常に、最善の施策を組み立て続けなければなりません。そのためには、直面する政策課題に応じてさまざまな行政分野を組み合わせ、また、区民やさまざまな団体・機関などの推進主体に「参加」を呼びかけ、「協働」による関係のもとで、ともに課題の解決につなげて政策を進める必要があります。そこで、区は「マッチング」の考え方をわかりやすく整理し、行動に結びつけるための検討に取り組み、平成26年9月に「マッチングによる政策の推進に向けた検討」と題し、その検討状況をまとめ、庁内外に公表しました。

その後、さらなる議論を重ね、モデル候補として取り上げた取組みについては、関係課や外部団体等とのヒアリングを実施し、現場における声や苦勞されている点などを伺い、マッチングの視点から今後どう結びつけていくかを考える素材を探求し、その内容を今回、「マッチングレポート」としてまとめました。

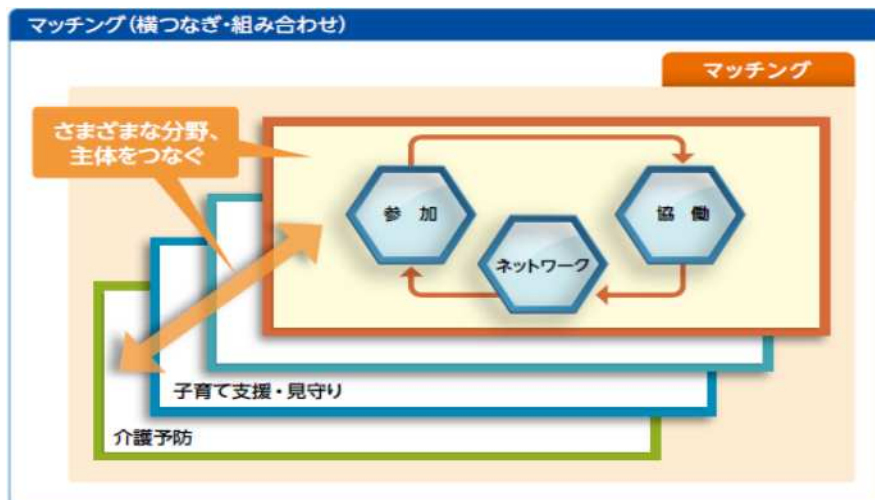
このレポートは、今後の事務運営や事業展開などに向けた進め方に関する考え方や取組み手法などについて、参考とすべく活用されることを期待し、定期的に庁内外に発信していきます。

2 「基本計画」におけるマッチングの取組み

基本計画(平成26年度～平成35年度)では、視点の中でマッチングによる政策推進の考え方を掲げました。

【マッチングの定義】

目的を共有し、縦割りを超え、さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めることを言います。



3 連携事業等に関する調査より

平成26年5月に、庁内各部が取り組む政策や事業を対象に実施した「連携事業等に関する調査」によると、以下のような連携や協力が行われております。

【調査からみた主な取組み事例から】

< 総合支所 >

- ・健康せたがやプランの推進
健康教室等を通じた健康サポーターの発掘、協働によるリーフレット作成
- ・地域包括ケアと地域福祉資源への取組み
身近な地区における相談体制の構築に向けた準備
- ・医療救護所の開設
災害時における各小中学校での地域住民、近隣医師との役割分担
- ・たまがわ花火大会
花火大会を通じ、ふるさと意識の醸成と区民相互の絆を深める
- ・水害時避難行動マップの作成
豪雨対策行動計画のモデル地区(鎌田)における地元の方々の意見を取り入れる
- ・地域キャラクター活用による地域活性化事業
烏山地域キャラクターを活用した地元と連携した事業を展開

< 企画総務領域 >

- ・財務会計制度の運用
情報提供の早期化・迅速化など、区民へわかりやすく公表するしくみづくり
- ・オープンデータ推進の取組み
多様な主体が利活用しやすい公共データ公開のあり方を検討し、区民の参加と協働を推進
- ・共催研修の実施
人材育成の観点から、全庁職員に対し十分な研修への理解を促進させる
- ・防災塾の実施
地区防災計画の策定を視野に入れた 27 か所での事業実施を展開

< 区民生活領域 >

- ・提案型協働事業
NPO等の団体から事業等の提案を受け、団体と所管部が協働し事業を展開
- ・生涯現役ネットワークの支援
地域活動や相談会の実施、ネットワーク補助事業を実施
- ・せたがや産業PR推進
区内での起業や事業展開を促進し、事業活動等をPR
- ・ごみ減量プロジェクト事業
区内大学や事業者、区民団体等と連携した普及啓発事業の検討・実施

< 保健福祉領域 >

- ・福祉人材の確保、育成
区内大学、区民等が参加するせたがや福祉区民学会を通じ、活動や研究を発表
- ・高齢者見守りネットワーク
地区の高齢者に関わる課題等を情報共有し、地区内で啓発活動を実施
- ・若者支援の取組み
関連施策との効果的な連携強化を図り、若者をネットワークでつなぐ

< 都市整備領域 >

- ・小田急線上部デザインコンセプト作成
駅周辺まちづくりを踏まえた整備を図ることから、関係機関との連携を推進
- ・梅ヶ丘駅～豪徳寺駅・山下駅界わい街づくり
地区のニーズを踏まえた、保健医療福祉の街づくりのための指針を策定
- ・空き家等活用検討
空き家、空き室を地域貢献する場として活用するための協議を実施

< 教育領域 >

- ・世田谷教育推進会議
シンポジウムやワークショップを通じ、学校、家庭、地域の課題を考える
- ・体力向上、健康推進事業
区立学校の児童、生徒の体力向上に向けた取組みを提案
- ・学校協議会
地域の協力を得て、児童生徒の健全育成等に取り組む

さまざまな連携の形がある中で、課題を整理すると以下の問題点が見えてきました。

場や機会の確保

立場が異なる庁内所管の事業内容や外部の機関・団体との間で、連携する場や機会をどう確保し、有効につなげるか。

目的や実現の方法の共有

目的や実現の方法をどのように共有するか。

組織基盤や人材確保

区民や団体との協力では、団体組織サイドの基盤強化や人材の確保をどう支援するか。

区民参加とそのプロセス

区民参加のあり方、多様な意見をまとめる透明性の確保、そのプロセスと手法をどう考えるか。

協働の前提としてのルール

協働における対等の関係づくりについては、区と参加団体の各々のより明確な役割分担と責任の範囲をルール化できないか。

今後とも連携や協働を進めるにあたっては、上記の課題を解決するための工夫と意識改革で、粘り強い取組みが大切です。

【参考：他自治体の事例紹介】

1 福岡市の事例

NPOからの企画提案を募集し、審査委員会で採択された事業について、翌年度にNPOと市が実行委員会を組織し、市が総事業費の5分の4以内を負担して、共働で事業に取り組む。

実施決定事業は、経費負担割合、事務の役割分担等を明確にするため、事業実施前に提案団体と市で協定書を締結。

事業実施の中間期、1年間の事業終了後に公開の場で事業成果の報告会実施。審査委員会の1年間の事業評価結果を市ホームページで公表。

2 兵庫県豊岡市の事例

平成23年3月、「豊岡市歩いて暮らすまちづくり構想」を策定。ウォーキングロードや公共交通の利用促進などのまちづくり政策と、健康政策、また、ウォーキングを兼ねたごみ拾いなど、歩いて暮らすことを中心に関連政策を取りまとめた計画を策定。

同構想は基本構想・基本計画を受けながらも、各種計画に健康の視点を導入するための指針として位置づけられている。

また、平成24年3月には、「豊岡市歩いて暮らすまちづくり条例」を策定。この条例では、基本理念を位置づけているほか、構想の策定や、審議会の設置などについて定めている。

3 岩手県の実例

「マッチングシステム」を活用し、県と企業との連携をめざす事業情報を予め、メニューとして一覧表示し、希望企業が県に対し連携事業を申し込むしくみ。

・期待される取組み

民間ノウハウ活用、認証制度拡大、民間同士のマッチング促進、新たな公共サービスの提供等

マッチングシステム

窓口の一元化、情報の集約化、連携に向けた調整を進め、県民サービスの向上、地域の活性化に寄与する。

4 神奈川県横浜市の実例

多様化・複雑化する市民ニーズへの対応が難しくなっている状況がある。そこで、行政と民間の双方向による対話を通じて、目標を共有し、知識やノウハウを最大限活用する、横浜を舞台とする「新たな価値を共に創っていく」という考えのもと、「共創推進の指針」を策定した。

- ・ 質の高い公共サービスの提供
- ・ 新たなビジネスチャンスの創出
- ・ 横浜らしい地域活性化の推進



- ・ 市民、企業、行政による新しい公共づくり（共創）

4 マッチングの基本的方向性

マッチングによる横断的政策を進めることにより課題解決を図るために、「マッチングの4つの要素」を、以下の項目にまとめました。

目的の共有

政策を推進するための複数の取組みにおいて、これまでの制度やしぐみにこだわらず、問題を深く・広く捉え、課題の解決に向け、相互に求めるべき目的を共有します。

各々の組織にこだわらない広い視点

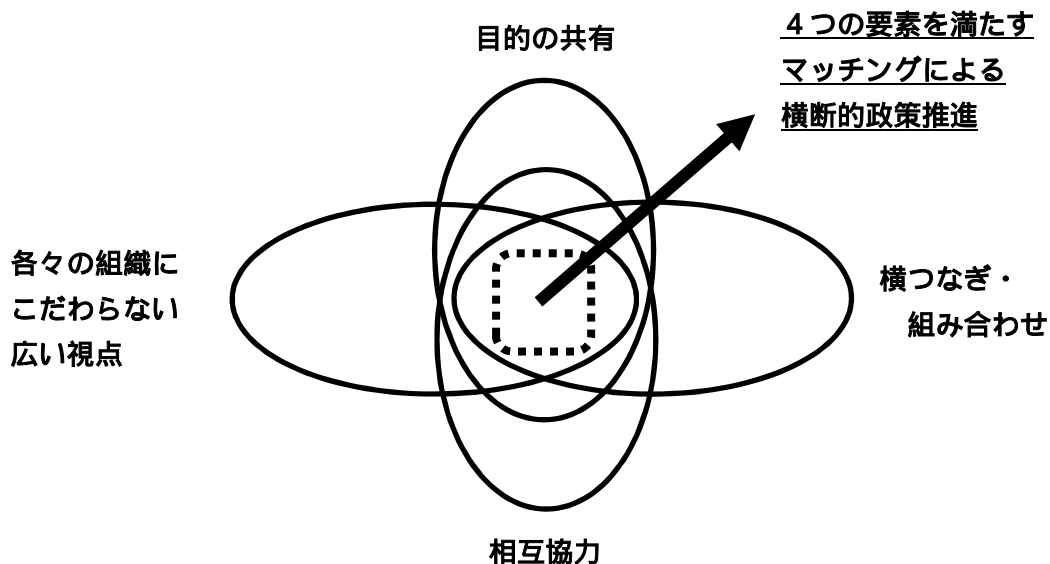
目的実現のためには、限られた組織や事業の範囲だけで課題解決にあらず、組織横断的に、総合的な広い視点で取り組んでいく必要があります。

横つなぎ・組み合わせ

具体的な取組みにおいて、さまざまな行政分野の施策や、多様な区民・事業者などの参加・協働の活動を横つなぎ・組み合わせ、融合させることにより、長期的、多角的な視野を持ち、深く・広く考え、その力を最大限発揮することで政策を実現します。

相互協力

区民・事業者等・区が相互に協力して、責任と役割を分かち合い、新しい行政サービスの創造や政策の実現に取り組めます。



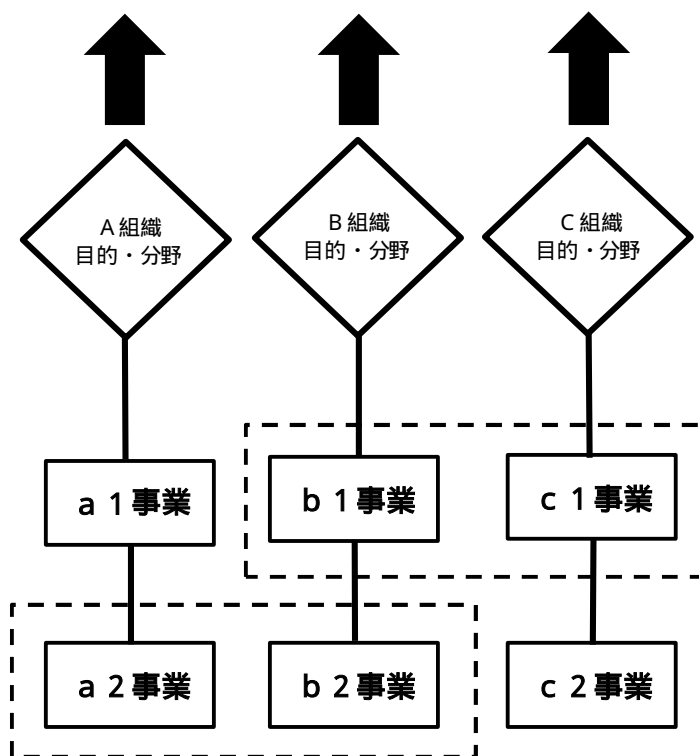
(マッチングによる横断的政策推進のイメージ)

マッチングによる
横断的政策推進

マッチングの4つの要素

- 目的の共有
- 各々の組織にこだわらない広い視点
- 横つなぎ・組み合わせ
- 相互協力

連携・協力による
個別的的政策推進



5 マッチングにより、めざしていく3つの挑戦

「4つの要素」を満たす取組みを進めることで、単独では得られなかった気付きや発見をもたらし、新たな政策を生み出し、柔軟で専門性も併せ持つ組織の強化や職員一人ひとりの意識の改革や向上をめざし、区民・事業者との強いネットワークの形成を進めます。

(1) 新たな政策を創造する

）横断的な政策テーマの効果的な推進

・基本計画の重点政策などの横断的な政策を推進するため、身近なわかりやすい政策目標を掲げ、その達成のために事業をつなぎ、融合することにより、一層の政策効果を高めます。

）区と区民で推進する体制

・全庁の推進体制のもとで、引き続き、広く議論を通じて、マッチングを推進します。
・庁内はもとより、区民参加や協働を図るための、区の支援機能や事業への区民の理解を深め、区民への情報提供や多様な呼びかけを図ります。加えて、対等の関係づくりにおける、より明確な責任やルールのあり方の検討や政策情報のオープン化を進めます。

(2) 組織のあり方を変える

）機能的で迅速な組織と窓口の充実

・区民目線や区民ニーズに対応し、行政の縦割りの弊害を排し、専門性を活かし横断的課題を収斂して、政策を生み出し推進するなど、マッチングによる政策を支える機動的で迅速に動く組織のあり方、組織の運営を進めます。
・利用者のための窓口の充実と申請手続きの総合化を進めます。「社会保障・税番号制度」を活用した区民サービスの向上と事務効率化、地区での災害対策や見守りなど、区やさまざまな活動団体が関わる事業において、区は地区での強化に取り組みます。

）民間活用等の効率的な公共サービスの運営

・効率的な公金運用、区立施設の用途転換など、より広く民間や区民とのマッチングを視野に入れた新たな行政サービスの拡充など、既存の形式に捉われない民間活用のしくみづくりを進めます。

(3) 意識を変革する

）人材育成

・マッチングの取組みを進め、その取組み事例などを広く共有することを通じて、職員はもとより一人ひとりの意識を高め、仕事への関わり方や協働の仕方など、より効果的な政策づくりと推進を支えるための意識や感度の向上を図り、人材育成につなげます。

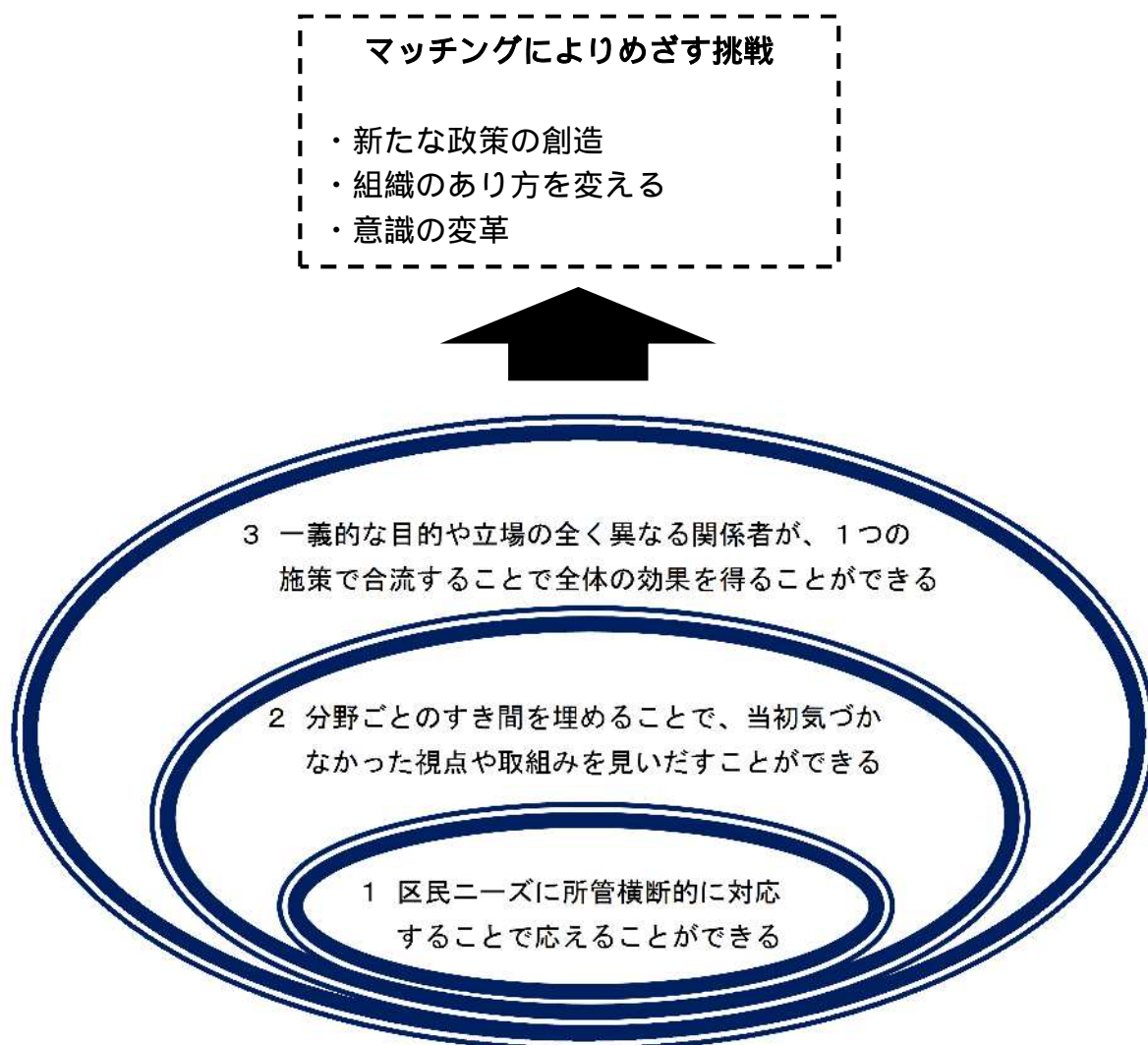
）区民への呼びかけと浸透

・区民・事業者などにも呼びかけ、少しずつ広げ、マッチングの理念、考え方、基本姿勢を、実践を通じて浸透させ、変革を進めます。

6 モデル候補の取組みについて

今回は、連携調査(P3～P4)などで挙げた事業のうち、6ページで掲げる「4つの要素」及び、以下の「3つのステージ」に照らし、6つのモデル候補を選定しました。

(1) 3つのステージで期待できるマッチングの効果



それぞれの事業目的を達成するために、対象や手法を広げ効果を高めることが求められます。

(2) モデル候補の選定

6つのモデル候補

1) 地域包括ケアシステムの推進	4) 若者支援の取組み
2) 防災まちづくりの推進	5) 教育推進会議を中心とした取組み
3) NPOとの協働など市民活動の支援	6) 空き家・空き室の地域貢献活用

(3) マッチングの取組み評価と改善

- ・マッチングの取組みについては、その取組みが、目的に照らしてどのくらいの進捗状況にあるか確認します。
- ・所管部とマッチング推進会議において、「4つの要素」に照らし合わせ、取組みを整理し、まとめて庁内に紹介します。

目的の共有

各々の組織にこだわらない広い視点

横つなぎ・組み合わせ

相互協力

(4) 外部評価委員会による評価と改善

- ・マッチングの取組み状況を外部評価委員会へ報告し、外部評価を受け、改善点など、さらなる向上のしくみを構築します。
- ・新実施計画の進捗状況の中で公表します。

(5) マッチングレポート(本書)への反映

【取り上げたモデル】

地域包括ケアシステムの推進

防災まちづくりの推進

空き家・空き室の地域貢献活用

第2章「現場からのレポート」では3つのモデルに焦点を当て、事業紹介(経過や現状、今後の方向等)を取り上げ、マッチングの4つの要素をもとに、マッチングからみたポイント(工夫している点や課題等)や、庁内ヒアリングを通じて明らかになってきたことなどをまとめました。

第2章 現場からのレポート

1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 事業紹介(経過や現状、今後の方向等)

事業の目的

国では、2025年(平成37年)に団塊の世代が後期高齢者になり、医療、介護のニーズの大幅な増加が予想される中で、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保を前提として、医療、介護、予防・健康づくり、生活支援サービスが身近な地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するとしています。

区では、誰もが安心して住みなれた地域で暮らし続けられる地域社会を築いていく視点から、高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現するために、地域包括ケアシステムを推進します。

経過、現状

地域包括ケアシステムの推進にあたり、平成26年10月より砧地区で、地域包括ケアの地区展開にかかるモデル事業を開始しました。

平成26年	3月	勉強会の実施
	4月	モデル事業の事業スキーム設定、検討体制確立、 相談マニュアル作成
	7~8月	あんしんすこやかセンター職員研修
	10月	砧地区でモデル事業開始(1地区)

【砧あんしんすこやかセンターモデル事業相談実績(平成26年10月、11月分)】

砧あんしんすこやかセンターモデル事業相談件数(実数)		合計 17件(12件)
内 訳	砧あんしんすこやかセンター単独で終了	2件
	関係機関へつなぎ、終了	4件(2件)
	関係機関へつなぎ、継続中	11件(10件)

()は実数のうち、既に砧あんしんすこやかセンターや砧総合支所保健福祉3課で把握していた事例

今後の予定

平成27年7月 5地域各1地区で開始(5地区)

世田谷地域	池尻地区	北沢地域	松沢地区
玉川地域	用賀地区	砧地域	砧地区(継続)
烏山地域	上北沢地区		

平成28年7月 全地区で実施予定(27地区)

）ヒアリングをとおして明らかになった取組み内容

地域包括ケアシステムの推進にあたり、目的を実現するための一つの取組みとして、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の一体整備による地域包括ケアの地区展開を進め、三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域資源等を共有して、区民の身近な相談に対応し、地域で顕在化するさまざまな課題の解決を図ることとしています。

また、総合支所保健福祉3課(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課)があんしんすこやかセンターをバックアップする体制づくりを進めるとともに、地域の課題を地域で解決できるしくみづくりを推進しています。

(2) 取り上げた理由

地域包括ケアシステムを推進するためには、関係所管や領域をまたいだ組織体制や制度を組み合わせるとともに、職員の縦割り意識を改めていく必要があります。また、地域の課題を解決するためには、多様な関係者の主体的な参加が欠かせないため、地域包括ケアシステムを推進する上では、マッチングにより取組みを進めていくことが必要です。

出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の一体整備による地区展開における取組み、また総合支所保健福祉3課によるあんしんすこやかセンターのバックアップ体制や福祉の地域づくり等の取組みから、マッチングの推進を考察します。

(3) マッチングからみたポイント(4つの要素から)

目的の共有

『目的を共有するためには、わかりやすく明確にし、コミュニケーションを強化する』

地域の中で関係者の協力を得るためには、地域包括ケアの目的や全体像の共有がスタートになります。現在のモデル事業は、地域包括ケアシステムの入口部分、「相談窓口」を担っていますが、地域包括ケアシステムの全体像を「地域みんなで丸ごとケア」のようなわかりやすい言葉を使うことにより、共有化を徹底し、地域包括ケアがめざしていることを明確にすることが必要です。そのうえで、まちづくりセンター職員をはじめ、ケアマネジメントを担うあんしんすこやかセンター、地域障害者相談支援センター、子ども家庭支援センター等、さらに社会福祉協議会の地区担当職員がお互いの仕事内容や役割、事業目的を共有し、みんなで考えて作りあげることが、共通理解の土台をつくることにつながります。

このため、区民、町会・自治会を始めとする区民活動団体、NPO、事業者と、行政との徹底的なコミュニケーションを強化し、議論を積み重ね、地域特性にあわせてみんなで知恵を出し合い、地区の現場で共通体験を積み重ねてつくっていくことが大切です。

砧地区では、モデル事業実施に向けて「地区アセスメントミーティング」を開催し、砧地区の社会資源の現況把握と課題整理、対応策を検討して資料としてわかりやすく共有できるものとしてまとめました。

各々の組織にこだわらない広い視点

『顔が見える関係による連携・協働で広がる視点』

砧地区では、モデル事業開始後は、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が同一施設内に入り顔が見える関係を築き、コミュニケーションが円滑に取れるようになったことにより、それぞれの業務内容に対する理解が深まりました。

また、総合支所保健福祉3課も含めて、現況把握、課題整理を行い、地区の課題も見えるようになってきました。

支援が必要な人や困っている人がいたときに話を丁寧に聴きとり、受けとめ、整理して最適な支援・解決先につなげる、支援を必要とするすべての区民に視点を広げる、そういった意識が重要です。

今後は、町会・自治会をはじめとする区民活動団体やNPO、事業者、地域障害者相談支援センター、子ども家庭支援センター等を含めた連携・協働により、広い視点で取り組みます。

横つなぎ・組み合わせ

『地域包括ケアシステムは組織、領域をまたがり、区民、事業者などを巻き込み、非常に幅広い』

出張所・まちづくりセンターを拠点として、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が一体となったことにより、まちづくりセンターで受けた困りごと相談を社会福祉協議会のふれあいサービスに速やかに結びつけたり、あんしんすこやかセンターで受けた相談をまちづくりセンターの対応(地域の施設や団体の案内・紹介等)につなげたりするなど、区民への支援の向上に寄与しています。

しかし、現状の制度では対応できない、つなぎ先がないケースが出ています。今後そのようなケースにどう対応していくのかは課題で、顕在化したことは一つの成果といえます。

今後、モデル事業の実施拡大に向けて、地区や地域の課題の中には、高齢・障害・子ども等に共通のものもあることを踏まえて、あんしんすこやかセンターから地域障害者相談支援センター、子ども家庭支援センター等への横つなぎの関係を構築するとともに、高齢・障害・子ども関係の各ネットワークの連携・協力が必要です。各地域のネットワークの特色等を踏まえて地域ケア会議()の構築に取り組み、地域課題の解決を図っていきます。

地域ケア会議とは、支援が必要な方に地域で包括的・継続的支援を効果的に実施していくために、ケアマネジャーや保健・医療・福祉の関係者、民生委員、関係機関、関係団体等により構成される会議です。第6期の介護保険制度改正で位置づけられ、日常生活圏域及び全区で実施することとされました。

地域ケア会議は、個別課題の解決やケアマネジメントとともに、全区的な課題を検討・分析して政策形成にも結びつける目的で開催されます。

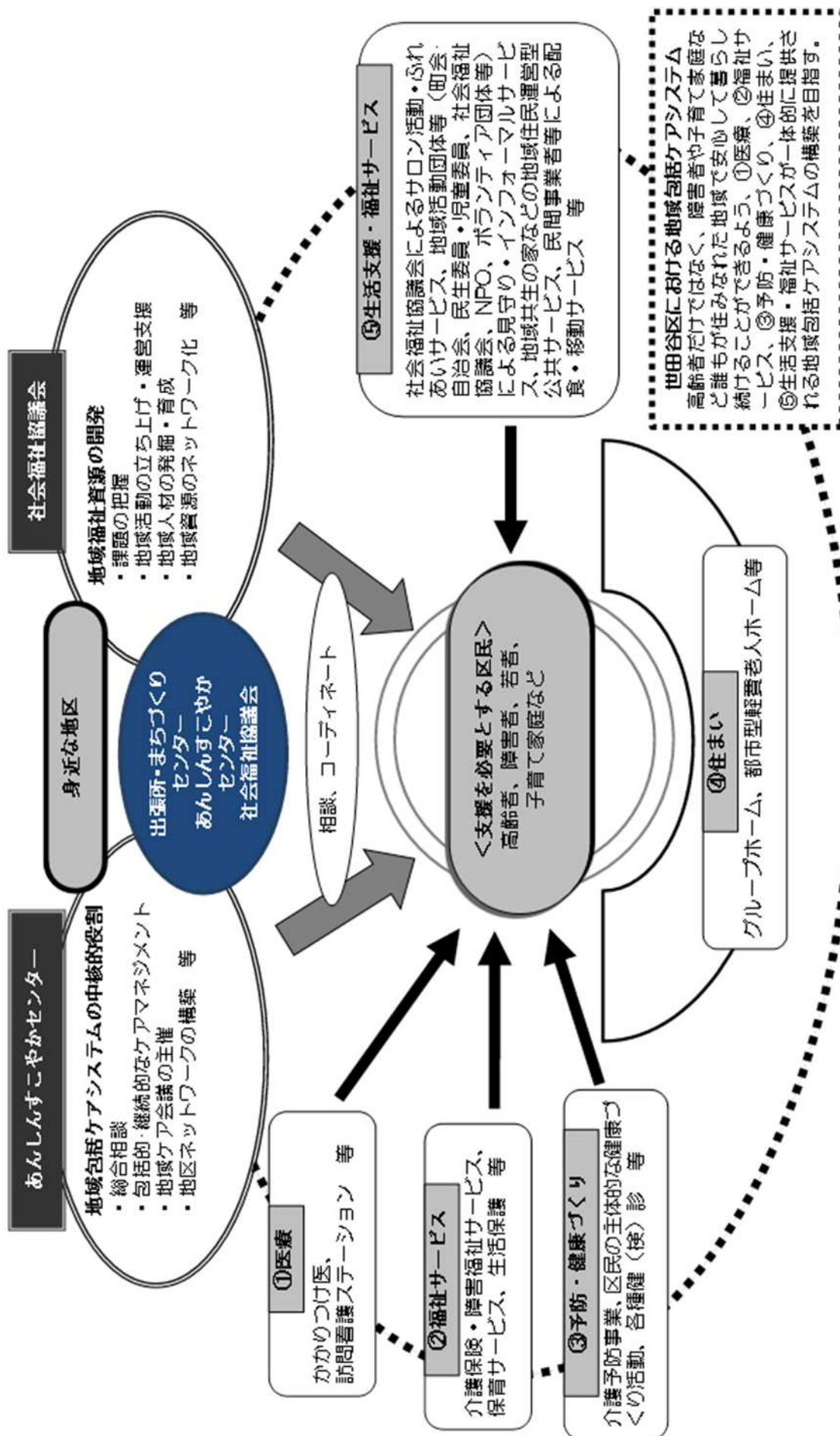
区では地域行政制度との整合を図り、地区、地域、全区の3層で実施します。

相互協力

『関係機関が一体となり役割と責任をわかち合いながら、さらに地域ぐるみの仕組みへと広げる』

出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が一体となったことにより、地区における福祉の相談窓口のコンシェルジュ的要素(一つの窓口で区民が福祉について何でも相談でき、相談者にあった提案をする)とコーディネート要素(関係機関と調整し、まとめる)を展開していく一つの出発点となりました。今後は、地域障害者相談支援センター、子ども家庭支援センター等と相互に協力し、さらには区民活動団体や事業者とのネットワークを広げていき、地域ぐるみの仕組みづくりを進めます。そのためには、地域貢献に意欲のある区民や区民活動団体、事業者の情報を広く集め、地区全体で共有し、有効に活用することが大切です。

「地域包括ケアシステムによる区民を支援するイメージ図」



出典 地域保健医療福祉総合計画（平成 26 年度～平成 35 年度）

コラム 世田谷区成年後見センター

平成17年度に世田谷区成年後見支援センター(現名称：成年後見センター)を開設し、翌18年度から一般区民の方を対象に区民成年後見人の養成を開始しました。

区民成年後見人養成研修を修了した区民が、フォローアップ研修や専門職による後見業務の補助(被後見人の日常的な見守り等)の実務経験を積んだ後、区長申立てもしくは成年後見センターが相談を受けた事例の成年後見人として就任し、後見業務を行っています(成年後見センター事例検討委員会で区民成年後見人の受任が適切だと判断された場合に限りです)。区民と区民を結びつけ、区民が区民を支える地域の体制づくりを推進しています。

これまでに94の方が養成研修を修了し、その内38の方が後見活動等を行っています(平成26年3月末現在)。また、社会福祉協議会が後見監督人を受任し、区民成年後見人の後見活動を監督するとともに、相談・支援を行っています。

その他、区民成年後見人が集まる会が開催され、後見人同士が悩みやノウハウを共有しています。

この取り組みは、全国的にも進んでいる事例として評価されています。

また、区長申立てによる被後見人が抱える課題は法律家や福祉の専門的な知識が必要とされるケースが多いため、区から持ち込まれる要支援者への具体的な対応等を協議する月2回の事例検討委員会では、センター職員や区職員のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士ら専門職が加わり議論しています。



事例検討委員会の様子

2 防災まちづくりの推進

(1) 事業紹介(経過や現状、今後の方向等)

事業の目的

災害時の被害を最小限にするため、自助、共助を基本とした防災意識をより一層高め、災害時に備えた取組みを区民とともに進めます。

その目的の実現のため、地域防災計画の推進、備蓄物資の充実、避難所等の生活環境の整備とともに進めている、防災意識を高める普及啓発の場である「防災塾」と、災害時に自力で避難することが困難な方を支援する「災害時要援護者支援事業」について取り上げます。

経過、現状

・防災塾

平成25年度 各地域 1 回開催

平成26年度 各出張所・まちづくりセンターで実施

・災害時要援護者支援事業

平成18年度 「災害時要援護者支援事業」開始 町会・自治会との協定締結
(災害時要援護者の支援に関する協定書)

平成20年度 災害時要援護者支援対策基礎調査

平成21年度 「災害時要援護者避難支援プラン」作成

平成22年度 モデル事業の実施

平成23年度 「災害時要援護者支援の進め方」作成

【協定締結及び名簿提供状況】

協定締結団体数	名簿提供団体数	対象者数	名簿登載者数	同意率
81 団体 / 196 団体	78 団体	3,659 人	2,333 人	63.7%

平成 26 年 12 月 26 日名簿提供分まで

今後の予定

・防災塾

平成27年度 平成26年度に発見した「災害時に想定される課題」をもとに、
~29年度 出張所・まちづくりセンターの実情に応じたテーマを設定して実施

・災害時要援護者支援事業

平成27年度以降も引き続き、災害時要援護者支援の協定締結を進めるとともに、事業のさらなる拡充を検討していきます。

ヒアリングをとおして明らかになった取組み状況

・防災塾

東日本大震災を契機とした区民の自助・共助の意識の高まりを受け、平成26年4月施行の改正災害対策基本法において、市町村の居住者等が主体となって作成する地区防

災計画を地域防災計画に定めることができることとすること、と明記された「地区防災計画」の策定までを視野に入れながら事業を展開しています。

平成26年度は、27地区において「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに、区の地域防災計画上の防災資源や被害想定等を確認したうえで、災害時に想定されるさまざまな課題の発見をテーマに実施しています。

・災害時要援護者支援事業

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者といった災害時要援護者を支援するために、区では町会・自治会と協定を締結し、平常時の見守りや災害時における避難支援対策を推進しています。この事業では、区と協定を結んだ町会・自治会において、町会・自治会や民生・児童委員に災害時要援護者の名簿を提供し、助けが必要な方と援助する方を結びつける活動に取り組んでいます。

(2) 取り上げた理由

災害時には、区の全ての所管、区民、地域活動団体、区内事業者、在勤、在学者が全てかかわります。災害時の被害を最小限にするため、日頃から防災力の向上を図る必要があります。具体的に災害時にどう乗り切るのかをみんなで考えなければなりません。そのため、従来の連携を超えて、生活の各分野をつらぬくように大きく捉え、行政だけではなく、区民、事業者を巻き込んでいくことが不可欠であることから、マッチングの推進を考察します。

(3) マッチングからみたポイント(4つの要素から)

目的の共有

『見える化することで理解が深まる』

防災塾では、地区の防災力を向上し、「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をスローガンに、地区防災資源の現状や実際の被害想定等をリアルに確認したうえで、災害時に想定されるさまざまな課題の発見を目標にして、それぞれの地区の特色を生かして進めています。

A地区では、防災塾の資料として「防災関連情報」や、「管内集合住宅の分布状況調査」、「アンケート調査結果」などをまとめて資料として作成し、災害時の課題をよりわかりやすく見える化して共有しました。これにより、地区の課題として受け入れやすくなり、地区の現状把握、防災意識の高まりへとつながりました。

このような多くの皆さんの理解を得られるような工夫をこらすことにより、目的を共有することが容易になります。

各々の組織にこだわらない広い視点

『問題意識を高め、分野にこだわらずにより広い視点をもつ』

防災塾では、従来の地区防災の核として活動してきた町会・自治会、消防団、防災区民組織等に加え、PTAや学校協議会、おやじの会、大学、商店街等を新たな担い手として積極的な参加を進め、地区ごとの実情にあわせて、ともに防災について考えながら取り組んでいます。さらに、災害時要援護者をどう支援するのか、災害時要援護者など

の避難所となる二次避難所(福祉避難所)とどう連携を図るのか、福祉的な視点を持ち連携していくことが大切です。防災塾の取組みをきっかけに、分野にとらわれずに支えあいの視点を持ち、災害時要援護者支援事業や二次避難所(福祉避難所)の存在を広く周知して、災害時要援護者に対する問題意識を高めていかなければなりません。

また、区の災害時要援護者支援事業は、災害時に自力で避難が困難な者の安否確認や避難誘導等を目的としているため、対象者の範囲も高齢者や障害者の一部に限定しており、要介護1、2の高齢者や妊産婦、子ども等は対象になっていません。今後は、こうした災害弱者の課題について、どのように対応していくのか、さらに検討していくことが必要です。

横つなぎ・組み合わせ

『どうやって日頃かかわりのない区民を巻き込むか』

東日本大震災を契機に防災に関する「自助」の意識や必要な知識は高まりましたが、地区防災の「共助」の取組みは多くの区民に十分に理解されていないのが現状です。知らない、関心がない、興味がない、多くの区民にどうやって関心を持っていただき、巻き込んでいくのが課題です。

B地区では、防災塾を実施する前から、中学生も参加した防災訓練を行っており、防災塾をとおして若い世代の参加を促し、地区の防災についてみんなで考えています。

C地区では、始めは一つの町会・自治会を中心に毎週のように防災訓練を実施した結果、防災の意識が高まり、近隣の町会・自治会と連携するようになり、さらに、あんしんすこやかセンターと一緒に実施したり、学校と連携して実施したりすることとなり、子どもだけではなく保護者にも見ていただき、防災意識を高めるよい機会となっています。

災害時には日頃から顔の見える関係を築いておくことが重要です。ゆるやかなつながりをもつことが大切であり、各地区で工夫をこらして取組みを進めています。

相互協力

『できる範囲で、できる役割を担う』


災害時要援護者支援事業に取り組んでいる町会・自治会でも、会員の高齢化や町会・自治会に加入する人の減少など、担い手が不足しています。町会・自治会だけで要援護者への支援のすべてを担うことはできません。町会・自治会との協定をさらに広げていくためには、地域の担い手の確保や区民のボランティア、保健師等の専門職のボランティア、区内の事業者、区民との連携を進めていくことが大切です。

D地区では、まち全体で見守っていこうという考えのもと、さまざまな事業を実施する各丁目単位で組織した「丁目ネットワーク」を実施主体とし、要援護者を訪問する「見守り訪問員」を指定し、民生・児童委員、社会福祉協議会、あんしんすこやかセンターが連携して日頃の災害時の見守り活動に取り組んでいます。目的を共有し、日頃の見守り活動で担ってきたそれぞれの役割を要援護者の支援へと取組みの幅を広げてつなげ、地道な活動を積み重ねたことにより、名簿に登録してもよいという区民が増え、名簿登録の同意が取りやすくなり登録者が増えました。

地区によって状況は違います。一つの手法、一つの取組み方ではなく、その地区にとってどのやり方が適しているのか、各地区ごとにみんなで話し合い考えながら、取組みを進めています。

災害時要援護者 支援の取組み

地域助けあいの仕組みづくり




世田谷区

表紙


災害時要援護者支援 の取組みについて

■事業の概要
大きな災害が発生した時は、自ら避難することが困難な方々もあられ、地域の中での助け合いが重要になります。

そこで世田谷区では、町会・自治会との協定を結んだ地域において、災害時に援助を必要とする方の名簿を提供し、助けが必要な方（災害時要援護者）と、援助する方とを結びつける取組みを進めています。



災害時要援護者



区役所

町会・自治会、民生委員等

見開き左

災害時要援護者名簿の対象範囲

名簿に登載するのは、加齢や障害により自力で自宅外への避難や意思表示が困難な方とし、具体的には以下を標準案としています。

- ①介護保険の要介護度4及び5の方
- ②介護保険の要介護度3で、ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の方
- ③身体障害者手帳1級で、次の種別に該当する方（視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚）※聴覚は2級まで④変の手帳1度及び2度の方

名簿に登載される項目

個人情報の提供に同意いただいた方について、以下の情報が名簿に登載されます。

- ◇氏名、世帯主名
- ◇住所、電話番号、FAX番号
- ◇年齢、性別
- ◇要介護・身体障害・知的障害の別

個人情報の取り扱い

地域の町会・自治会、区域内担当の民生委員・児童委員へ提供する名簿には、個人情報の提供に同意いただいた方を登載します。

区と町会・自治会は名簿の管理等について協定を結び、その中で事故のないように保管していただくこと、名簿の保管者を特定して、責任をもって管理していただくことなどをお願いしています。

また、民生委員・児童委員には秘密の厳守が義務付けられています。

見開き右







＜問い合わせ先＞

- ◇世田谷総合支所地域振興課(防災担当)
所在地：世田谷4-22-33
電話：5432-2831
FAX：5432-3032
- ◇北沢総合支所地域振興課(防災担当)
所在地：北沢2-8-18
電話：5478-8028
FAX：5478-8004
- ◇玉川総合支所地域振興課(防災担当)
所在地：等々力3-4-1
電話：3702-1603
FAX：3702-0942
- ◇砧総合支所地域振興課(防災担当)
所在地：成城6-2-1
電話：3482-2169
FAX：3482-1655
- ◇鳥山総合支所地域振興課(防災担当)
所在地：南鳥山6-22-14
電話：3326-9249
FAX：3326-1050
- ◇危機管理室災害対策課
所在地：世田谷4-21-27
電話：5432-2262
FAX：5432-3014
- ◇保健福祉部計画調整課
所在地：世田谷4-21-27
電話：5432-2427
FAX：5432-3017

(発行)平成22年3月

裏表紙

名簿はこうして作られます

- 1 **協定締結** 参加団体と区の間で名簿に関する協定を結びます。

- 2 **事業のご案内** 事業の目的を添えて、対象者に名簿登載のご意思を伺います。

- 3 **名簿登載の同意を確認** 名簿登載のご意思を確認します。

- 4 **同意にもとづく名簿の作成** 同意された方を名簿に登載します。

- 5 **災害時要援護者名簿の提供** 参加団体に名簿を提供します。

- 6 **訪問・割合合わせ** いざという時に備えた、日頃から活動が始まります。


内側口

◆いざという時に備えて

- ・防災訓練の参加
- ・危険箇所の把握
- ・マップの作成 など

◆日頃から関係づくり

- ・顔合わせ
- ・地域行事での交流
- ・民生委員の訪問
- ・回覧板 など

◆災害発生時の活動

- ・安否の確認
- ・状況や避難先の伝達
- ・必要な援助の要請 など


ここにあげた活動は一つの例ですので、町会・自治会の状況等に応じて、できることから進めてください

内側口

このような活動が行われています


町会・自治会の活動事例をご紹介します

■定期連絡会



定期的に災害時要援護者の支援について、情報交換や話し合いを行っています。

■防災訓練



大学生などと一緒に災害時要援護者の支援を想定した訓練を行っています。

名簿に登載された方へのお願い

災害時には、地域の方も被害に遭う可能性があります。支援者が十分に活動できないことも考えられます。

日頃から、地域の方々と良好な人間関係を築くよう努力していただくとともに、災害時には、支援を待つだけでなく、自分から、近所の方に声をかけていただくなど「自分の身は自分で守る」という心がけをいつも持ちましょう。

内側口

図1 「災害時要援護者支援の取組み」リーフレット

コラム 防災塾開催の様子

【上町地区防災塾】

平成26年6月29日(日曜日)

テーマ 上町地区の地域防災力の向上、災害時に想定される課題の発見
中学生が担う地域防災を考える

第1部では、「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をテーマに昭和女子大学教授清水裕氏による講演が行われました。

第2部では、テーマ1では「大きな地震が起きてから安全なところに避難するまで」、テーマ2では「中学生が地域の防災や共助にどのように関わっていくか」に関する課題について、中学生を含めたグループに分かれて意見交換などを行いました。参加された中学生は、自分たちが災害の時に何ができるか積極的に発言されました。



講演会



グループワーク

【若林地区防災塾】

平成26年10月4日(土曜日)

テーマ 災害時に想定される課題の発見

東京湾北部地震を想定し「発災後72時間は地区の力で乗り切る」をテーマに、防災関連情報の説明後、グループで、地区固有の防災上の課題や対策の検討をグループワーク形式で討議しました。

グループ討議では、地域の皆さんが町の防災に関する意識が高く、白熱したものとなりました。討議後にグループごとの発表を行い、情報を共有しました。



防災関連情報説明



グループワーク

3 空き家・空き室の地域貢献活用

(1) 事業紹介(経過や現状、今後の方向等)

事業の目的

地域の人々がゆるやかにつながりを持ちながら共に暮らしていける地域コミュニティの活性化・再生をめざし、空き家等(空き家、空き室、空き部屋)を地域資源として有効活用しています。

経過、現状

平成24年11月	「空き家活用フォーラム」開催(他自治体先進事例紹介など)
平成25年 7月	「空き家等地域貢献活用相談窓口」開設
10月	25年度「モデル事業」公開審査会
平成26年 3月	「空き家活用フォーラム」開催(モデル事業実績報告など)
10月	26年度「モデル事業」公開審査会

【相談窓口の現状】(平成25年7月～平成26年10月末現在)

相談物件数 35件(問合せも含めたオーナー相談総件数 56件)

内訳	戸建19件、共同住宅13件、その他(事務所・商業ビル・教会施設等)3件
----	-------------------------------------

成立件数 7件

モデル事業 5件	シェア奥沢、サポコハウス、タガヤセ大蔵(25年度採用) にじのこ、凸凹Kids すべいす (26年度採用) 「凸凹Kids すべいす」は26年12月採用
窓口マッチング 2件	きぬたまの家、いいおかさんちであ・そ・ぼ

活用希望者からの相談事例

子ども	幼児保育所、学童保育所、子育てサロン、フリースクール
障害	児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉作業所、指定障害福祉サービス
高齢者	高齢者向けサロン、サービス付き高齢者向け住宅
住まい	コレクティブハウス、シェアハウス
文化・教養	絵本の読み聞かせ、個展、コミュニティづくりを兼ねた料理教室
事務所・店舗	NPO、ソーシャルビジネス会社の事務所

ヒアリングをとおして明らかになった取組み内容

・空き家等地域貢献活用相談窓口(以下、相談窓口)

空き家等を地域貢献に使いたいと考えるオーナー等のための相談窓口です。NPOなど活用を希望する団体等の出会いをサポートします。空き家等を有効活用することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

- ・世田谷らしい空き家等の地域貢献モデル事業(以下、モデル事業)

空き家等の地域貢献活用の「世田谷らしいモデルケース」を生み出し、今後の空き家等の公益的な活用の普及・促進を図るため、空き家等の地域貢献活用モデル事業を実施しています。

(2) 取り上げた理由

区内にある空き家等を地域資源として捉え、地域貢献活用を目的とした相談窓口を区が「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」に委託し、地域貢献活用に提供してくれる空き家等を所有するオーナーと、これを利用する団体とのマッチングに取り組んでいます。地域資源となる空き家等は地域貢献のためにさまざまな活用が見込まれ、さまざまな組み合わせが期待できます。空き家等地域貢献活用の取組みから、マッチングの推進を考察します。

(3) マッチングからみたポイント(4つの要素から)

目的の共有

『「地域のために空いたスペースをひらく」という社会貢献』

空き家等を地域資源として有効活用することが目的です。しかし、相談窓口にくるオーナーの中には、問題を抱える空き家等を区が何とかしてくれると思ってくる方もいます。区とオーナー、借りたい人の目的や意識の違いが見られます。地域貢献活用に理解のあるオーナーの掘り起こしが必要で、そのためにはモデル事業をとおして、空き家活用の取組みを広く情報発信・PRしていくことにより、区民に浸透させていく必要があります。

各々の組織にこだわらない広い視点

『空き家等を地域資源としてとらえる』

空き家等の活用にはさまざまな手法がありますが、福祉的なニーズに対応する活用方法が多いのが特徴です。窓口をとおしてNPO等地域活動団体とマッチングし、空き家等の活用が始まっていますが、まだ区が取り組んでいる既存事業とのマッチングには至っていません。空き家等を地域や地区の資源として捉え、関係所管が情報の共有化を図っていくことで、それぞれの取組みや活動を横断的に結びつけることができます。

横つなぎ・組み合わせ

『トラストまちづくりが、つなぎの役割を果たしている』

相談窓口を開設してから、約1年半で6件も成立することができたのは大きな成果です。トラストまちづくりが「地域共生のいえ」に取り組んできた基盤や実績、ノウハウを持っているからこそ、ここまでの成果をあげることができました。トラストまちづくりがマッチングのつなぎの役割を果たしています。

しかし、モデル事業として組み合わせようとしても、提供してくれる空き家等が耐震基準を満たしていない物件であったり、違反建築物などで建築基準法上問題がある物件であったり、また、用途地域が第一種低層住居専用地域のため事務所としての活用ができないといった場合もあります。

空き家等を公共空間として地域のために開いていくために、相談窓口をつなぎ役として情報や取組みをわかりやすく見える化することで、区民、区民活動団体、民間事業者へと伝わり、つなげていくことができます。

相互協力

『相談窓口の役割は、空き家等の地域貢献活用を広めること』

相談窓口で行っているのは、あくまでオーナーと利用団体とをマッチングしているだけです。賃貸借契約はあくまでオーナーと活用希望者間で行い、相談窓口から仲介業者を紹介することはありますが、相談窓口では交渉、仲介行為は行いません。

今後、空き家等の地域資源を公共空間に変えていくために、相談窓口が地域資源を掘り起こすとともに、オーナーや利用団体に地域貢献活用の方法を発信し、情報を地域に広げて機運を高める役割を担うことが重要です。区民や区民活動団体、NPO、民間事業者が知恵をしぼり、アイデアを出し合い、結びつき、それぞれが持つ役割を担うことで活用の可能性を広げていきます。

自宅の空き部屋を地域の交流スペースに

シェア奥沢 (奥沢2丁目)

昭和初期に建てられた住宅の一部を改装して誕生しました。コワーキングスペース、シェアキッチン、工房、音楽会など、様々な形で、地域の人たちに活用されています。これらの活用を通して、地域の交流も生まれています。利用制限の多い公共施設にはない使い勝手の良さや、オシャレな雰囲気を活かし、地域コミュニティのハブとして広がりつつあります。
<http://share-okusawa.jp>



アパートの空室をデイサービス&カフェの場に

タガヤセ大蔵 / ANDITO+大蔵プロジェクト推進チーム (大蔵5丁目)

木造アパートの1階全てを、認知症カフェを備えたデイサービス施設に改修しています。施設利用者をはじめ、ボランティアや近所のお母さんや子どもたちにも来てもらいたいと考えています。近くの畑で土に触れ、みんなで料理を作ったり、食べたり、おしゃべりするなど、多世代交流ができる寄合所に生まれ変わります。(2014年6月初旬頃オープン予定)
 お問い合わせ先●デイサービス博水の郷 TEL 03-5797-5650




マンションの空室をグリーフケアの場に

サボコハウス / グリーフサポートせたがや (大子5丁目)

マンションの空室を活用し、グリーフ(大切な人やものを喪失したときの心身の反応)を抱える人が定期的集える場を提供します。安心・安全な場所で自分に起きたできごとと向き合うことができるようなプログラムを行う予定です。また、サポートプログラムを担うファシリテーターを養成する講座や、グリーフに関する学習会等も開催する予定です。
<https://www.facebook.com/griefsupportsetagaya>




図2 「空き家等地域貢献活用窓口」チラシ

コラム 自宅や空き家等の活用による地域共生のまちづくりの推進

トラストまちづくりでは、地域共生のまちづくりを推進し、区民の暮らしやすい環境と、地域の絆を生み出し育てていくことを目的として、平成17年度より「地域共生のいえづくり支援事業」を行っています。区内の家屋等のオーナーによる、自己所有の建物の一部あるいは全部を活用したまちづくりの場づくりを支援しています。

「地域共生のいえ」の公益的活動のイメージとしては、

- ・子どもたちの地域の居場所
- ・子育てを支援する場
- ・高齢者や障害者の暮らしを支える場
- ・地域まちづくりを啓発・支援する場
- ・地域の人々の交流を広げる場
- などがあります。

各「いえ」では、オーナーの想いと、その想いに共感する区民によって、個性豊かな取組みが展開されています。平成26年12月現在、区内には17か所の「地域共生のいえ」が誕生しています。

トラストまちづくりでは、1年で2か所ずつの新たな創出を成果指標として掲げています。オーナーの掘り起しやサポーターの拡充をめざし、「いえ」への訪問ツアーの開催や区の「空き家等相談窓口」との緊密な連携などを行い、新たな地域の拠点創出を進めています。



あばらや^{しんか}春夏 (新町2)

オーナーご自身の経験から発意し、自宅で介護をしている方がほっとひと息つける場を月1度ひらいています。あんしんすこやかセンターの職員、地域のケアマネジャー、近隣の方々が訪れ、介護に関する気軽な情報交換の場となっています。

あかねこうぼう (祖師谷4)

オーナーの自宅玄関ホール、アトリエで、染や織り、手紡ぎなどの創作や発表を通して、気軽に集い、豊かなふれあいを育む“地域の工房”となっています。春・夏休みに実施する、手しごとの楽しみや温もりを体験できる子ども対象ワークショップも大人気です。



しんきろう 真喜楼 (砧6)

駅から徒歩数分の一軒家。オーナーの自宅1階の部屋には、月2回、囲碁好きな人たちが集まります。活動の間にお茶とおしゃべりでひと息。初心者も経験者も気軽に集い楽しみながら交流する「碁コミュニケーション」が育まれています。



『マッチングを応用したアイデア』

（情報をマッチングさせる）

組織内で重複や関連する情報を常に明示し、共有することで、施策を効率的・効果的、迅速に進めることができます。

区民が必要なデータをわかりやすく活用できるよう公共データをオープンデータ化し、区民・事業者が自由な発想で利活用できるよう取組みを進めます。

（ニーズに合わせた事業のマッチングを図る）

区民の利便性を高めるため、区民サービスをよりわかりやすく示し、サービス利用のための距離や時間を工夫するなど、アクセスを改善します。

（社会資源を「見える化」しマッチングしてみる）

地区などの身近なエリアで、どのような社会資源があるのかを整理し、地図に落とすなど「見える化」することで、これまでバラバラだと思っていた資源が相互に関連しあう状況に気づき、新しい価値や魅力を発見することができます。

（大学や事業者とのマッチングを進める）

大学や事業者を地域の課題解決のパートナーとすることで、地域の力を高めます。

4 3つのモデルから見えてきたもの

モデルを通じて、マッチングの4つの要素の重要性を再確認することができました。
3つのモデルから見えてきたものを整理しました。

(1) 目的の共有

見える化

- ・目的を互いに共有するには、組織や団体間で、目的が見える化し、意思決定を経て常に共有する、さらにそれぞれの内部で確認し、理解を深める必要があります。

共有維持

- ・状況の変化により、いつの間にか共有した目的がずれてしまうことがないように、目的を適宜、再確認あるいは更新する手間を惜しまずに、共有を維持します。

手段の目的化に注意

- ・目的を置き換えたり、目的と手段を混同して手段を目的化してしまうことには、最大限の注意を払います。

目標の設定

- ・目的の達成に向けた互いの到達点を確認するためには、目的を明確にしたうえで、より具体的な目標を適宜設定することが大切です。また、進捗状況に応じて柔軟に体制をつくらなければなりません。

(2) 各々の組織にこだわらない広い視点

違いの認識

- ・課題解決のために組織はつくられています。複数の組織で取組みを進めるためには、組織ありきではなく、それぞれの責任の違いを確認することが大切です。

高い意識、積極的な姿勢で

- ・それぞれの組織の役割と責任を果たすことを基本に、課題とは組織の範囲を飛び出したり、重複したりするものであることを念頭に置く必要があります。課題をどのように解決していくか、より広い視点を持ち、問題意識を高め、積極的な姿勢で進めます。

(3) 横つなぎ・組み合わせ

工夫・改善

- ・事業は目的に応じてつくられていますが、区民は、日常生活の中に切り分けられない形で課題を抱えています。一つの組織では解決できない課題が多くあることを踏まえ、課題から浮かび上がるニーズ全体に対して、それぞれの事業や区民活動をいかにつなぎ、組み合わせると包括的な課題解決に至るのか、工夫や改善を行います。

異なる視点

- ・連続してできないか、役割分担して担えないか、組み立てなおしてできないか、また、人や情報をつなげて協力の輪を広げます。異なる専門分野や立場の視点を加えることでスキ間を埋めたり、より効果的な取組みへと発展させたりします。

組み合わせ・並べ替え

- ・新たな取組みの多くは、既存の事業の組み合わせや並べ替えなどの手法により、生まれることがあります。より便利で、より有効な組み合わせについて関係者、団体等と協力しながら、模索していくことで創りあげるものです。

(4) 相互協力

ルールの明確化・共有

- ・異なる組織や団体の方向性・動きを、常に保つことは容易ではありません。そのためには、それぞれ本来の役割を超える、あるいは重複することを認めた上で、常に役割分担を確認できるようにするなど、関係者同士でルールを明確化して共有する必要があります。

体制維持

- ・進捗状況を確認するため担当の窓口を明確にし、議論の場を設け、さらには、円滑な意思決定の仕組み(権限移譲ほか)をつくるなどにより持続できる安定的な体制を築き、その体制維持に万全をつくします。

協力・信頼

- ・協力と信頼は、課題解決につながる力とスピードを生み出します。

4つの要素を実践し、継続することが、大きな改善・改革の実現につながる。

発行日	平成 27 年 2 月
発行	世田谷区政策経営部庁内連携担当課
	電話 5432 - 2040
	FAX 5432 - 3047
